

入札の留意事項

1 入札

- (1) 入札参加者は仕様書、図面、現場等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札書は所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、業務内訳書を添付して、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札参加者が所定の時刻に遅れたときは、入札を認めない。ただし、他の入札参加者の投入が始るまでの間は、この限りではない。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110分の100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (5) 郵便による入札はこれを認めない。

2 代理人による入札

- (1) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (2) 委任状は必要な事項を記載し、委任者及び受任者記名押印のうえ提出するものとする。

3 入札秩序の維持

入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をするおそれがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させることができる。

4 提出した入札書の書換え等の禁止

入札参加者は、投入した入札書及び工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

5 入札の無効

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (4) 記名押印を欠く入札（代表者印は登録印、代理人印は認め印可）市に登録した所在地、商号又は名称、代表者氏名、代表者印、使用印といずれかが異なる入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 予定価格を超えた入札金額が記載された入札
- (8) 最低制限価格未満の入札金額が記載された入札書
- (9) 入札書に工事費内訳書の添付がない入札
- (10) 業務費内訳書の内訳価格と入札金額が一致しない入札又は未記入など不備がある業務費内訳書が添付された入札
- (11) 封筒に2通以上の入札書又は工事費内訳書が入っている入札
- (12) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (13) 明らかに連合によると認められる入札
- (14) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

- (15)再度入札の場合、初度（3回目の場合は、初度及び2回目）の入札に不参加の者がした入札
- (16)その他入札の条件に違反した入札

6 落札候補者

- (1) 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（以下「落札候補者」という。）から順次順位を付す。
- (2) 落札候補者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ順位を決定する。
- (3) 開札後、落札候補者は、入札参加資格審査のための書類を提出しなければならない。

7 入札参加資格審査

落札候補者が入札参加資格を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

8 落札後の手続

落札者は、第9条第3項の通知を受けた日から7日以内に契約書、契約保証金その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。

9 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

10 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 入札の執行前に入札しようとする者が一人であることを入札参加者が知りえる場合は、当該入札を取りやめる。

11 入札の辞退

- (1) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札辞退届を提出した者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

12 異議の申立て

入札参加者は、入札後、この入札の留意事項、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。